三二　国土地理院組織規則の一部を改正する省令　二九79　五三三
三三　地方整備局組織規則の一部を改正する省令　二九79　五三七
三四　北海道開発局組織規則の一部を改正する省令　二九79　五三八
三五　地方運輸局組織規則の一部を改正する省令　二九79　五四三
三六　地方航空局組織規則の一部を改正する省令　二九79　五四三
三七　気象庁組織規則の一部を改正する省令　二九79　五四九
三八　運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令　二九79　五五〇
三九　海上保安庁組織規則の一部を改正する省令　二九79　五五一
四〇　都市再生特別措置法施行規則及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二九79　五五二
四一　航空法施行規則の一部を改正する省令　二九79　五五三
四二　旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令　二九79　五五八
四三　海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令　二九79　五五九
四四　特定多目的ダム法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令　二九特27　二四七
四五　国土交通省定員規則の一部を改正する省令　二九特27　二四九
四六　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令　三〇特28　二四八
四七　海上運送法施行規則の一部を改正する省令　三〇特28　二四七
○国土交通省、環境省
一　下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令　一三55　七
二　広域臨海環境整備センター法施行規則及び自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令　二九79　五五一
○環境省
七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一八　二
八　環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令　一八　三
九　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二二66　六七
一〇　独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令　二五　二
一一　自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令　二五69　二七
一二　悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令　二八77　四二
一三　環境省定員規則の一部を改正する省令　二九特27　二五〇
一四　地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令　二九特27　二五〇
一五　環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令　二九特27　二五三
○防衛省
三　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令　一九61　七
四　自衛官等に対する療養の給付等に関する省令　二九特27　二五六
五　防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令　二九特27　二六七

規則

○人事院
一―八二　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則　二九79　五五四
一一―八―五三　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則　二九79　六一五
一一―一一―三　人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則　二九79　六一六
一六―〇―七五　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則　二九79　六一七
一六―三―四九　人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則　二九79　六一七
一―五―二二　人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則　二九特27　二三七
二―三―四一　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則　二九特27　二三八
二―一四―一七　人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則　二九特27　二六〇
○公正取引委員会
一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則　二七　二
二　公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則　二九特27　二六〇
○国家公安委員会
四　犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則　一五　二
五　犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則　二五69　二九
六　国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則　二九79　六一九
七　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則　二九80　五